

(相互理解及び連携の促進)

第11条 府は、府民及び食品関連事業者が相互に理解を深め、食の安心・安全の確保に関する連携した取組が促進されるよう、交流機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

生産から消費に至るまでの一貫した食の安心・安全を確保し、更に高めるためには、消費者である府民と食品関連事業者との相互理解と連携した取組が不可欠です。

しかし、生産と消費との距離が隔たっている現状から、まず府民と食品関連事業者が交流し、互いの立場と取組に対する理解を深めることが必要です。

このため、交流機会の提供、府民と食品関連事業者が知り合う機会づくりなど、府として必要な取組を行うことを明らかにしています。

(解説)

府民と食品関連事業者が互いに理解を深めるために、地域ごとの課題に対して気軽に話し合える意見交換会等の開催や、業界団体に取り組んでいるイベントや研修等の取組を府のホームページで紹介することなどにより、府民と食品関連事業者のそれぞれの取組が理解されるよう必要な施策を行うことにしています。

さらに、生産・製造現場等での府民と食品関連事業者との顔が見える形での交流や情報交換する機会づくりについても検討していくことにしています。